

# 平成29年2月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 平成29年2月23日（木） 午後2時より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 牧岡努教育長、脇山亜子委員（教育長職務代理者）、  
玉邑恵子委員、草柳栄子委員、瀧本朝光委員  
岩倉みどり教育課長、後藤由多加教育課副課長兼指導主事、大竹建治生涯学習係  
長、奥村裕学校教育指導員  
書記：小野真人学校教育係長、片山武丸主事補

欠席者： なし

傍聴者： なし

## 議事

### 1 開会

教育長より、開会あいさつ

### 2 教育長の報告

#### (1) 学校教育に係る部分について

- ・園・学校の様子に関する事
- ・児童生徒指導に関する事
- ・学校の安全に関する事
- ・その他

#### (2) 生涯学習に係る部分について

- ・スポーツ・文化事業に関する事
- ・青少年育成に関する事
- ・文化施設に関する事
- ・その他

### 3 協議事項

#### (1) 有害図書類の陳列方法に係る立入調査実施要綱の制定について

教 育 長 事務局から提案をお願いします。

係 長 資料1に基づいて、有害図書類の陳列方法等に係る立入調査実施要綱につい

てご説明いたします。本要綱につきましては、神奈川県青少年保護育成条例について、県が有する有害図書類の陳列方法等に係る立入調査権限を町に委譲していただくことに伴い、町が行使する権限等に関し、必要な事項を定めるものです。各条項について説明をさせていただきます。第1条は要綱の趣旨について規定しております。第2条は、調査範囲について規定しております。有害図書類を取り扱う店舗のうち、町が県規定第4条の規定に基づく有害図書類の陳列方法に違反がないか調査した結果、違反する事実またはそのおそれがあると認められる店舗及び、教育委員会教育課が調査を必要とする店舗等とします。なお当該町における調査対象店舗は本日現在5店舗となり、今後増減することが考えられます。第3条は立入調査員について規定しております。調査員は教育長が指定する教育課の職員となります。第4条は立入調査について規定しております。県条例施行規則では、有害図書類の陳列方法等について、「1、部屋、間仕切り、ついたて等で隔離する。2、レジの上または内側にまとめて陳列する。3、シール止めやビニール包装などをした上で、10cm以上張り出す仕切り板をつける。以上3つの内いずれか一つの方法で陳列しなくてはならない」と規定しております。調査員は県条例施行規則で定める陳列方法がとられているか調査するもので、違反する事実がある場合等については、口頭で注意を行います。第5条は立入調査報告について規定しております。第6条は指示書の交付について規定しております。口頭指導により改善が見られない場合には、指示書を交付して改善を求めるものです。第7条は勧告について規定しております。第8条では命令について規定しております。第9条は公表について規定しております。第7条から第9条については、いずれも県条例の規定に準じたもので、権限移譲に伴い、町が県に代わって執行する行為の規定です。第10条は調査拒否について規定しております。第11条はその他事項について規定しております。施行期日は平成29年4月1日とし、教育委員会定例会による承認後に公布いたします。以上で説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

教 育 長                    内容について、ご質問またはご意見がありましたらお願いします。私から一点伺います。教育長が調査員に指定する教育課の職員について、条件や資格はありますか。

係            長                    特に明確な規定はありませんので、教育委員会へ出向している職員は誰でも指定が可能です。

教 育 長                    わかりました。他にはありますか。有害図書類の陳列方法に係る立入調査実施要綱の制定について、賛成の方は挙手をお願いします。

委            員                    (全員挙手)

教 育 長                    全員賛成です。

## (2) 町議会 3 月定例会提出の補正予算について

課 長

資料 2 をご覧下さい。町議会 3 月定例会提出の補正予算についてです。

補正予算につきましては、3 月 7 日から始まる議会で承認を受ける事になりますが、3 月補正は大方が、平成 28 年度予算の執行整理というものになりますので、特に重点的なものや補正額が大きいものについて説明いたします。

歳入です。1 ページ目 分担金及び負担金 負担金 教育費負担金です。幼稚園費負担金の幼稚園管外教育受託児童負担金は、2,033,000 円を増額補正いたします。町外に居住し、ひなづる幼稚園に通う園児に対する、子ども・子育て支援法の規定により算出される施設型給付費で、特定教育・保育に通常要する費用の額として、年齢区分等に応じた基本単価が国の方で示されており、その単価で算出したものです。現在湯河原町から通う 3 歳児 2 名、4 歳児以上 3 名分について保護者が納付する保育料とは別に、管外教育受託児童負担金として湯河原町から受けるものです。

2 ページ目 美術館観覧料は、2,100,000 円の減額で、実績及び 3 月までを見込んで減額をするものです。今年度美術館では、国の地方創生加速化交付金を活用した委託事業を展開しています。現在も事業は実施しており、地域情報ウェブマガジン「コロカル」に特設サイト「真鶴半島イトナミ美術館」を立ち上げ、美術館や町民の取材記事などを掲載している状況ではありますが、事業実施が年度の後半からだったこともあり入館者の増加に結びつかず、観覧料が減少したものです。

34 ページ目 社会教育費 文化財保護費 修繕料として当初予算措置していました文化財修復費 270,000 円を事業未執行により減額補正いたします。

町の重要文化財に指定されている、岩の如来寺跡洞窟石仏群等の風化防止保護コーティング工事を実施する予定でしたが、事業を執行する際、再度実施した東京文化財研究所の調査により、風化が緊急を要するほどでは無いことと、風の通り道を塞ぐ事の方が先決であろうとの調査結果から、今年度実施する予定だった修復事業を見送りました。

次のページをご覧ください。美術館費の植栽管理業務委託料は、849,000 円を減額、美術館駐車場に立っているクスノキの伐採が終了したため執行残を減額します。

次のページをご覧ください。保健体育総務費 工事請負費 照明器具改修工事は岩ふれあい館の照明器具改修工事の執行残 315,000 円を減額補正いたします。工事としては、故障の照明 16 灯を LED に交換する修繕を実施しています。

以上で、3 月補正の説明を終わらせて頂きます。よろしく願いいたします。

教 育 長

まず歳入である資料 2-1 について、ご質問がありましたらお願いします。私から一点伺います。美術館の観覧料の約 200 万円の減額補正についてです

が、これから美術館を使用したイベントがありますが、その部分での収入も考えた上での減額ですか。

課 長 クラブツーリズムによる団体客の入館があり、少しずつ入館者は増えていますが、予算には届かないということで減額しています。

教 育 長 全体をとおして質問はございますか。

委 員 幼稚園費の保護者相談費の未実施の理由はどのようなものですか。

課 長 幼稚園で園児の相談を行っており、保護者からの相談にも対応できるように予算措置していたのですが、実施がなかったため減額しております。

委 員 それに対して通信費での保護者対応が増えているのはどのような関係があるのでしょうか。

課 長 園児が病気などで休園した際に、容態の確認や連絡を行っており、そういった電話連絡の回数が増えたものです。

教 育 長 もう一点よろしいですか。如来寺跡のコーティングについて、風が通らないように穴の部分を密閉するとのことですが、予定はどうなっていますか。

係 長 まず専門家の判断を仰ぎ、風の通り道を塞ぐことが第一であるご意見を頂き、その部分での施工方法の提案を受けました。つきましては、土木業者へ見積もり作成を依頼し、工法等の確認を行います。また、地域住民の同意を得る必要もある為、瀧門寺と協議を重ねたうえで、対応していきたいと思えます。

教 育 長 平成 29 年度中に検討し、予算措置等は 30 年度の当初予算などで検討するというところでよろしいですか。

係 長 はい。

教 育 長 文化財は傷むものが多いのでスピード感を持って行ってほしいと思います。ほかにはいかがでしょうか。それでは賛成いただける方は挙手をお願いします。

委 員 (全員挙手)

教 育 長 全員賛成です。

(3) 平成 29 年度真鶴町の教育基本方針・重点施策(案)について

前月、学校教育部分でご協議いただきました、平成 29 年度真鶴町の教育基本方針・重点施策の社会教育部分について、ご説明いたします。学校教育部分と同じく、基本方針は「教育は人づくり、人づくりは町づくり」とし、真鶴町教育大綱を反映し、変更を行っています。文化活動の部分です。新しく（１）として、「町民の多様な文化活動を積極的に支援するとともに、町民が日々の文化活動の中で作り上げている「私たちの文化」の充実や日々の文化活動を通じた心豊かな生活の実現に努めます。」という文言を加えます。次にスポーツの部分です。「（２）町民の健康・体力づくりのための事業を町総ぐるみで推進し、町民がスポーツに親しむ環境づくり等の地域スポーツの振興に努めます。」の記述を、「町民の健康増進・体力向上に向けて、町民のスポーツ活動の振興を推進し、スポーツ人口の裾野を広げることで、活気の溢れる元気な町づくりをめざします。特に家庭スポーツ活動の振興に向けて、パラスポーツを取り入れたニュースポーツ活動を学校教育と連携する中で推進します。」と改めます。青少年育成の部分では、新たに「特に学校教育の児童生徒指導で育成する「多様性の尊重」については、町に住む大人として子どもの模範となるような言動に個人・団体として努める。」といった文言を追加いたします。家庭教育の部分では、「特に学校教育の児童生徒指導で育成する「コミュニケーション能力」については、家庭の中でもコミュニケーションの機会を積極的に持つように努める。」という文言を追加いたします。文化財の保護・活用については、「先人が残した有形・無形の文化財の保護と今を生きる私たちにとって意義のあるものとなる活用を図り、歴史、文化を活かした町づくりを推進します。」という文言を加えます。また、新たに施設の計画的な改修として、「（６）生涯学習を支える公民館等の核施設の維持管理は町公共施設総合管理計画に基づき計画的な維持改修に努めます。」という文言を追加します。

次に重点施策の部分で変更した内容についてお伝えいたします。まず「心豊かな生活や生きがいのあるまちづくりの推進」として、「町民の主体的学習活動の支援、学習機会の整備等を一層充実させ、だれもが楽しく学べる生涯学習の充実を図る。」との文言を加えました。また、「（１）文化活動①日々の文化的活動への支援②町民が主体となる町民文化祭や町民音楽祭の実施」といった文言を追加いたします。スポーツ振興では、「①町民の健康・体力づくりのための町民総ぐるみでの事業展開」を「未病を治す」に向けた町民総ぐるみをめざしたチャレンジデーへの参加」という文言に変更します。「②子どものスポーツ環境の充実に向けた検討と対策・放課後及び土・日・祭日におけるスポーツに接する機会の拡充」を「家庭でのスポーツ振興に向けたニュースポーツの普及」へ変更します。青少年の育成では、①地域の教育力を活かした体験学習活動の充実及びほかの自治体との連携について、「・地域の人材を活用した「まなづる土曜教室」の実施」の文言を追加しました。また、「②「青少年問題協議会」及び「青少年育成連絡会」での課題解決に向けた協議」とし、「・子どもにとって安全安心な地域づくり・スマホ等の被害から子どもを守る」と文章を加えます。「③「多様性の尊重」について町に住む大人として子どもの模

範となるような言動に向けた啓発活動を進める。」との文言を加えます。文化財の保護と活用として、「①真鶴町伝統文化行事の指定による保護の推進②貴船祭りを始めとする伝統文化行事の後継者育成の検討」を加えます。家庭教育の部分では、「「まなづる教育の日」や「真鶴町家庭の日」の周知や取組みの推進により、親子のふれあいの機会を拡充し、明るく温かな家庭づくりの支援を推進し、家庭教育支援の充実を図る。特に家庭の中でコミュニケーションの機会を積極的に持つことに向けた啓発活動を進める。」という文言を追加します。また、家庭読書の部分の題を、「(6) 家庭読書の推進」とします。簡単ではございますが、以上です。ご検討をお願い致します。

教 育 長            いかがでしょうか。ページを追って検討したいと思います。

委        員            「私たちの文化」という部分について、具体的に伺いたいです。

係        長            いろいろな意味合いがあると考えています。先人が築きあげた文化、今を生きる我々が真鶴町で生きている中で習得した文化などがあたり、そういった部分を推進していきたいと思い、こういった文言を使用しました。

委        員            町民の中にも普及している表現と認識してよろしいのですか。

係        長            これから普及していきたいと考えています。

委        員            こういった特別な文言については、内容の具体が分かる説明がほしいと思います。

教 育 長            それでは(1)と(2)の間に説明の文言を入れるということではよろしいでしょうか。

委        員            分かりました。

教 育 長            それでは7ページの部分についていかがでしょうか。

委        員            町民音楽祭や町民文化祭についての記載はありましたが、町民運動会が記載されていません。町民運動会については老人から幼児まで参加するもので、その記載も入れてはいかがですか。

係        長            住民全体に向けたものが記載される部分になりますので、追加いたします。

委        員            青少年指導の部分や、家庭教育の部分での啓発活動について、もう少し具体的な内容が記載されればと思います。

- 係 長 具体的な内容について、記載を追加したいと思います。
- 教 育 長 啓発活動について何らかの形で具体の部分を記載するということでしたが、参考ということで皆様からご意見いただければと思います。
- 委 員 多様性の尊重の対象が町民ということで、町の広報紙を活用した啓発活動など、イメージが湧くような具体的なものが記載できればと思います。
- 教 育 長 町の広報紙を活用するということですね。全ページにわたってご意見いかがでしょうか。
- 委 員 町子連を補うような何かをどこかに追加できますか。町子連はどの部分にあたりますか。
- 係 長 特に見当たらないですね。
- 委 員 町子連のレクリエーション大会を、ニュースポーツの振興に繋げることができると思いました。
- 係 長 レクリエーション大会は、縦の繋がりを作ることを目的に毎年行っていました。スポーツの部分や青少年育成の部分でこういったものを記載できればと思います。
- 教 育 長 ニュースポーツに繋げる案はとても良いと思います。ニュースポーツの普及について、スポーツ推進委員の定例会があります。担当からこの部分の普及について、回数を増やすなどの対応を投げかけようと思っていますので、併せて投げかけを行いたいと思います。
- 委 員 そうすると学校教育と連携して行う、パラスポーツを取り入れたニュースポーツ活動についてはどのように行うのでしょうか。
- 教 育 長 この部分は、スポーツ振興担当で、ニュースポーツ関係の道具を揃えています。それを使用し、スポーツ推進委員によるスポーツ大会のようなものを行えばと考えています。また、小学校のクラブ活動で来年度球技クラブがあれば、そういった道具を貸出し、パラスポーツも取り入れたニュースポーツに触れる機会を作りたいと思います。ニュースポーツは家族でもできるようなものが多いので、家族で取り組むことも視野に入れ、スポーツに親しむ時間の確保や家庭でスポーツを行う習慣づけに向け、学校と教育委員会と分けずに進めていきたいと思っています。
- 委 員 家庭でのスポーツ振興に向けたニュースポーツの部分ですが、家庭でニュー

スポーツに触れることはありませんでした。ニュースポーツ大会に関しても、参加者はあまり多くなかったと思います。学校クラブ活動で行ってもいいと思いますが、ふれあい学習や親子で参加するもので、ニュースポーツに親しむ機会を作ればと思います。子どもだけが参加しては、家庭に広がりにくいと思うので、親子での体験をできればと思います。

教 育 長            いろいろな形で投げかけていければと思います。

委        員            家庭教育の啓発活動についての提案なのですが、親子で食事作りを勧めていくことで家庭内のコミュニケーションに繋げていければと思いました。そのようなことを進めていき意識を向けてもらい、危険だからやらせないではなく、一緒に台所に立つことによって、コミュニケーションに繋がればと思います。

教 育 長            食育とも繋がってくると思います。他にいかがでしょうか。それでは資料の続きの部分、平成 29 年度教育委員会予算概要につきまして、岩倉課長から説明を致します。

課        長            それでは、平成 29 年度教育費予算の大きな部分についてご説明いたします。予算につきましては、3月に開催される議会の中で審議頂きます。新規に予算計上されるものや増減額が大きいものについて説明させていただき、例年予算計上されているものなどにつきましては、説明を省略させていただきます。

歳入をご覧ください。11 款 分担金及び負担金 5 項 教育費負担金 1 目幼稚園費負担金は、幼稚園管外教育受託児童負担金として予算額 832,000 円です。金額につきましては、29 年度在園予定の人数で計上しています。

12 款 使用料及び手数料 1 項 使用料 6 目 教育使用料は、12,520,000 円で、1,843,000 円の減額です。ひなづる幼稚園保育料、美術館観覧料、博物館観覧料、公民館使用料、町立体育館使用料等の合計です。

15 款 財産収入 2 項 財産売払収入 1 目 物品売払収入のうち、美術館図録等売払収入、予算額は 1,748,000 円です。美術館では、現在の販売品に加え次年度新しい物品を作成する予定でありますので売上増額分を見込んでおります。

続きまして、歳出です。9 款 教育費 1 項教育総務費 1 目教育委員会費は教育委員報酬などを予算計上しています。昨年とほぼ同様の 913,000 円を計上しております。2 目 事務局費は、83,595,000 円、前年比較 7,387,000 円の増額は、事務局職員の人件費増額が主なものです。3 目 教育振興費は、17,890,000 円で、主なものは、外国語指導助手講師、心の教室相談員、不登校訪問相談員、学校教育指導員等の人件費や、入学祝金として 2,460,000 円を新たに予算措置しております。

2 項 小学校費 1 目 学校管理費 30,290,000 円は 4,060,000 円の増額、子どもに応じた指導・支援を行うための非常勤講師を新たに雇用するための人件費

や、学校施設改修工事として校舎裏の未舗装部分の改修工事費を計上したため増額となっています。2目 教育振興費は、特色ある学校づくり、特別教育活動費、校内研究費等として、前年同額の575,000円を予算計上、給食費は12,202,000円で前年とほぼ同様の内容です。

3項 中学校費 1目 学校管理費は、20,994,000円で前年とほぼ同様の予算計上で、学校施設の管理運営に係る経費を計上しています。2目 教育振興費は、生徒指導費や特別教育活動費、校内研究費等として前年同額で計上しています。

4項 幼稚園費 1目 幼稚園費は34,020,000円 2,804,000円の増額は、担任の補助として園児への支援を行う支援員について、平成29年度は毎日2人体制とすることから人件費増や年長クラス等へのエアコン設置に係る経費が増額となっています。

5項 社会教育費 1目 社会教育総務費予算額は6,816,000円で、社会教育委員及び社会教育関係事業に係る予算で前年とほぼ同様内容ですが、新規事業補助となる、まなづる土曜教室事業費補助金やスクールサポーター事業コーディネーター謝礼等が増額となっています。2目 公民館費は、臨時職員賃金や公民館事業に係るもので事業内容に大きな変更はありません。4目 町民センター費の予算額は12,495,000円、前年比較増減額37,683,000円の減額は、町民センターの空調改修工事費の減によるもので、その他の施設管理に係る経費は前年とほぼ同様の予算計上となっています。6目 美術館費29,663,000円は、職員や臨時職員の人件費、施設管理経費等美術館運営事業に係る経費を計上、増額要因の一つに新規物販品としてマグカップ製作委託料を計上しています。

7目 図書館費は前年とほぼ同様の予算計上額で職員や臨時職員の人件費、図書館事業に係るものとなっていますが、図書館システムを新規に借り上げるリース料が増額となっています。

6項 保健体育費 1目 保健体育総務費の予算額5,207,000円は、社会体育関係補助事業費、町民運動会事業費、岩ふれあい館管理運営事業に係るものです。2目 体育館運営費4,982,000円は施設管理に係る経費を計上したものです。

平成29年度教育費予算に係る説明については以上となります。

教 育 長

町全体の予算中の割合などが分かりやすい資料を付けていただきたいと思います。平成29年度真鶴町の教育基本方針・重点施策(案)について、異議の無い方は挙手をお願いします。

委 員

(全員挙手)

教 育 長

全員賛成です。

(4)平成29年度教職員研修等事業計画(案)について

## 指導主事

資料4をご覧ください。平成29年度教職員研修等事業計画(案)についてご説明いたします。今回は特に新規の事業及び特徴的な事業について、資料の中網掛けの部分についてご説明いたします。事業4番の児童生徒指導研修会についてです。本研修につきましては、毎年夏季休業中に町内の教職員を対象に実施しております。次年度につきましても全教職員を対象に実施する予定です。内容につきましては、昨年度に引き続き、臨床心理士である大草正信氏を講師に迎え、いじめ問題への対処の仕方等を中心とした、教育相談の手法を活かした児童生徒指導の在り方についてご講演いただきます。またそれに伴う演習等も大草先生と共に検討しながら行いたいと考えております。続きまして5番、ICT教育活用推進プロジェクト教職員研修会についてです。小中一貫教育推進事業でも研究課題に挙げております、ICT機器を活用した教育活動の推進に伴い、小中学校の教職員を対象とした活用・指導方法等の研修会を検討しております。研修の本旨につきましては、先進地区での取組み実績のある方などにご依頼し、より実践的な研修をと考えております。また、本研修会を夏季休業中に実施することに伴い、「ふるさと教育」研修会発展編を、次年度について休会とします。しかし、先生方が真鶴町の地域を知り、学ぶことにつきましては、ふるさと教育を推進している当町の教育において、欠かすことができない研修の場と捉えていますので、30年度以降に改めて研修に向けた計画を進めていきたいと考えています。続きまして、7番、就学前の教育・保育の在り方研究会についてです。これまでも年3回活動していましたが、これまでは年度ごとに重点課題を設け、各園、小学校一年生を対象に実践研究を行う要素が強いものでしたが、次年度は更に幼稚園、保育園、小学校の情報連絡の機会という意味合いも含めた研修会に発展させていきたいと考えています。次年度はまなづる小学校一年生の学習活動の参観と、それに伴う協議、意見交換を複数回行う予定でおります。ただ、実践研究としての要素も残すといったところで、第2回についてはひなづる幼稚園の園内研修も兼ねて開催を考えております。子どもたちの連続的な学習を保障し、スムーズな接続を図るべく、研修会の内容を今後も検討し、さらなる改善を図っていきたく思います。つづきまして12番ICT教育活用推進プロジェクト担当者研究会についてです。こちらは、先ほどご説明しました小中一貫教育と関わりのある事業です。小中学校から教務主任及び情報教育担当職員にご出席いただき、各学校における活用状況の情報交換や実践事例、まなづる小学校や真鶴中学校だけでなく、その他の地域の実践事例も含め研究を行う部会にしたいと考えています。タブレットだけでなく、様々なICT機器を活用し効果的な授業を推進していただくための研究会となります。本研究会が起点となり、先生方のやる気を高められるような研究会にしていきたいと考えております。最後に20番、副読本編集委員会についてです。現在小中学校で使用されております、副読本については、平成32年、33年度に予定されております、学習指導要領の改訂に合わせて編集をしていこうと計画をしております。しかし、前回の編集が平成22年、23年度に行っておりますことを鑑み、現在副読本に使用されております参

考資料のデータ等が作成時から年月が経っていますので、教育委員会事務局で学校と情報共有しながら、更新が必要なデータについては更新を行い、別刷りの資料を作成していきたいと思います。情報交換の場として、月一回開催しています教頭会を活用しながら、今回の更新の内容等、大まかな改訂作業への準備を進めていきたいと考えております。その他、27番からにつきましては、足柄下郡三町の教育委員会で合同開催を行う研修事業を記載しております。

以上です。ご協議くださいますようお願いいたします。

教 育 長                   内容がたくさんありますのでページを追ってご質問、ご意見をお願いします。平成29年度教職員研修等事業計画(案)について、異議の無い方は挙手をお願いします。

委       員                   (全員挙手)

教 育 長                   全員賛成です。計画(案)の字を消していただきたいと思います。それでは協議事項は以上になります。

報告事項                   施設の月別利用状況、事業計画等を説明

教 育 長                   以上をもちまして2月定例会を終了させていただきます。ありがとうございました。